

## 令和8年度 うるま市農地利用最適化推進委員候補者募集要項

本市では、現農地利用最適化推進委員の任期が令和9年3月31日で満了となることから、次のとおり農業委員の募集を行います。

### 1 募集人員

16人

### 2 任用期間

委嘱の日から令和12年3月31日までの3年間

※委嘱の日は令和9年4月～5月頃を予定しております。

### 3 職務内容

- ① 農業委員と連携し、担当する区域の農地等の利用の最適化の推進活動を行う。
- ② 農地の権利移動等の申請地の現場確認や推進委員としての意見を述べる。
- ③ 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけを行う。
- ④ 農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積を図るため、農地の貸し手や借りての掘り起こし活動等を行う。
- ⑤ 農業委員会から出席要請若しくは申し出による委員会の総会出席又は指針策定時に意見を述べる。
- ⑥ 地域計画策定に向けた目標地図の素案作成及び地域計画意見交換会への参加。
- ⑦ その他、農業委員会からの要請に基づき会議出席や研修会に参加する。

### 4 身分及び報酬額

特別職の非常勤職員で、「うるま市報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給します。

委員：月額40,000円

※その他各委員個人の実績に応じて「予算の範囲内において」能率給の支給あり。

### 5 推薦及び募集の期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで

### 6 推薦及び応募の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その推進のための活動を適切

に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 他の法律で兼職が禁じられている者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固刑以上の件に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にある者

## 7 推薦又は応募の方法

(1) の様式に必要な事項を記入のうえ、(2) の添付書類を添えて令和 8 年 8 月 10 日(月)までにうるま市農業委員会窓口若しくは郵送でご提出下さい。(期限内必着・当日消印有効)

※持参される場合は、閉庁日（土・日・祝日）の受け取りは出来ません

また、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

※郵送される際には封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

### (1) 推薦及び応募の様式

- ① 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦の場合
  - ・・・・・・・・農地利用最適化推進委員推薦書（第 1 号様式）※一般推薦用
  - ・・・・・・・・農地利用最適化推進委員推薦書（第 2 号様式）※団体用
- ② 自ら応募の場合・・農地利用最適化推進委員応募申込書（第 3 号様式）  
※上記の書類についてはうるま市のホームページよりダウンロードできます。

### (2) 添付書類

- ① 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後 3 か月以内のもので、本籍地の記載があり、マイナンバーが記載されていないもの。）  
※マイナンバーカードの表面の写しでも可
- ② 応募者が認定農業者等である場合は、それを証明する書類の写し

## 8 候補者の評価及び選任方法

うるま市農業委員会において、提出された書類等をもとに推薦を受ける者又は応募者の評価を行い、農業委員会が委嘱します。

※なお、必要に応じて面接を実施します。

## 9 選考の通知

選考結果は後日、書面で通知します。(電話等による連絡・回答は一切致しません)

## 10 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、うるま市のホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表しますのでご了承ください。

ただし、住所、生年月日、電話番号については公表致しません。

- (1) 推薦をする者(法人又は団体)については、その名称。
- (2) 推薦する者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別。
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦を受けた者及び応募した者の数及びそのうち認定農業者の数

## 11 その他留意点

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募出来ますが、兼任することは出来ません。
2. 様式の枠内に記入出来ない場合は、別紙(任意様式)に記入し、提出してください。
3. 書類不備の場合は受理出来ない場合があります。  
また、一度提出された書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
4. 必要に応じて追加の提出書類や説明を求める場合があります。
5. 書類の作成等ご不明な点がございましたら、提出の前にお問い合わせください。

## 12 お問い合わせ及び提出先

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所(西棟1階) うるま市農業委員会事務局

電話番号: 098-923-7608

Fax 番号: 098-973-7627

別表 1

担当する区域	担当する区域の名称	募集定員
照間	具志川、与那城照間	1
石川	山城、前原、美原、東恩納、楚南、伊波、嘉手苺、南栄、曙、中央、港、旭、東山、城北、宮前、松島	3
兼箇段	兼箇段、西原、米原、安慶名、平良川、新赤道、赤道	1
与勝	与那城西原、与那城、屋慶名、饒辺、安勢理、勝連平安名、内間、平敷屋	2
下原	前原、豊原、塩屋、川田、仲嶺、上江洲、高江洲、宮里、江洲、喜仲、太田、志林川、上平良川	2
宇堅・港原	宇堅、赤野、田場	1
南風原	勝連南風原	1
具志川北	天願、昆布、栄野比、川崎、みどり町	1
津堅島	勝連津堅	1
浜比嘉島	勝連浜、勝連比嘉	1
宮城島	与那城宮城、平安座、桃原、上原、池味	1
伊計島	与那城伊計	1